

消防法施行規則第3条

防火管理者は、令第3条の2第1項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第一号の二の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

- 1 令第1条の2第3項第1号に掲げる防火対象物及び同項第2号に掲げる防火対象物（仮使用認定を受けたもの又はその部分に限る。）
 - イ 自衛消防の組織に関すること。
 - ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
 - ハ 消防用設備等又は法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）の点検及び整備に関すること。
 - ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
 - ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
 - ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
 - ト 防火管理上必要な教育に関すること。
 - チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。
 - リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - ヌ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
 - ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項
- 2 令第1条の2第3項第2号に掲げる防火対象物（仮使用認定を受けたもの又はその部分を除く。）及び同項第3号に掲げる防火対象物
 - イ 消火器等の点検及び整備に関すること。
 - ロ 避難経路の維持管理及びその案内に関すること。
 - ハ 火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
 - ニ 工事中に使用する危険物等の管理に関すること。
 - ホ 前号イ及びトからヌまでに掲げる事項
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項